

本報告書の位置づけ

本報告書の兵庫県における外来生物対策の方針に関する9つの提案は、外来生物問題に対する社会的な認識の高まりや対策への要望をうけ、人と自然の博物館において、県庁関連課室や外部委員と協議しながら策定した。

この提案の検討にあたっては以下の点に留意して進めた。

1. 対象となる外来生物の性質と県民の意見の違いや社会的な要望を勘案して、適切な意思決定を行うシステムを作ること。
2. 将来的な負担や被害の発生も検討した上で、適切な対策を提案すること。
3. 兵庫県が抱える課題に組織的に対応できる体制をつくること。
4. 国の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の運用方針を見据えながら、兵庫県で必要な対応を検討すること。
5. 外来生物すべてを、全県で排除することは、不可能だけでなく、必ずしも社会的には適切とは言えない。検討対象とすべき外来生物の選定にあたっては、外来生物の性質や社会の情勢を考慮し、対象とすべき種や地域を適切に選定するとともに、選定した種や地域に関しては、責任を持って実質的に効果のある事業を実施することを検討する。
6. 本報告書では、まず、生態系や人の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念される、陸生哺乳類、両生・は虫類、淡水魚類、植物などを中心にした外来生物への対策について提案を行う。

以上のことを念頭に、この報告書は、外来生物対策における全体的な方針と、現時点で課題が大きいと思われる外来生物への対策のあり方を提案する。

この提案をもとに、県民と関連機関が協力して、適切な意思決定と、幅広い合意形成を行ったうえで、さらに具体的な施策の実施につながっていくことを強く期待する。